**「地域包括ケアのまちづくり」を中心とするスマートエイジング・シティの**

**具体化に向けた協力に関する協定書**

平成26年１月に取りまとめられた「大阪府市医療戦略会議 提言」において示された戦略「スマートエイジング・シティ」は、「ヘルスケア」や「エイジング」をコンセプトに、今いる住民が安心して快適に住み続けられ、かつ多様な世代の新たな住民も民間投資も惹きつける、人口減少・超高齢社会における課題解決型の活気あるまちのモデルの実現を図るものである。

大阪市東淀川区では、同市平均を上回る急速な高齢化が進むことが予想され、とりわけ、上新庄・淡路地区等における高齢者のみ世帯の急増に伴う孤立対策や生活支援、健康寿命延伸のための取組みが急務であり、関係者間の課題認識が共有されている。

このような中、地域医療の中核的役割を果たす淀川キリスト教病院において「地域包括ケアのまちづくり」のための新たなプロジェクトを推進されることから、淀川キリスト教病院（以下「甲」という。）、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「乙」という。）及び大阪府（以下「丙」という。）が協力して、両地区を先行モデルとしたスマートエイジング・シティの具体化に向けて取り組むことについて合意し、本協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、モデル的に事業を推進する地区において、健康・医療・介護分野を中心とする地域の諸課題に対応し、大阪府市医療戦略会議提言に示された「スマートエイジング・シティ」の趣旨に沿ったまちづくりに資することを目的として、甲、乙及び丙が協働することについて合意した事項を確認する。

（取組みの目的）

第２条　高齢化によるインパクトが大きい都心地域において、地域包括ケアの拡充、生活支援やヘルスケア分野におけるサービスの充実などに取り組むことにより、「健康寿命の延伸」と「生涯にわたるQOLの向上」を実現するまちづくりにつなげることを目的とする。

（モデル的に事業を推進する地区）

第３条　上新庄地区及び淡路地区を中心とした東淀川区

（合意事項）

第４条　甲、乙及び丙は、目的を達成するため、以下の事項について、相互に緊密な連携を図り、それぞれが役割を果たして、各々の資源を有効に活用して、関係機関とも連携しながら、協力して取り組む。

　（１）「時々入院、ほぼ在宅」を可能とする在宅療養モデルの実現に関すること

　（２）地域包括ケアシステムの拡充に資すること

　（３）生活支援分野におけるサービスの充実に関すること

（４）健康寿命延伸のためのヘルスケア分野におけるサービスの充実に関すること

（役割）

第５条　甲及び乙は、よどきり医療と介護のまちづくり株式会社を設立し、目的を達成するために必要な事業を検討、立案、実施する。

２　丙は、地元市及び区と連携し、甲及び乙の取組みに協力する。

３　丙は、必要に応じて、関係機関との調整を行う。

（その他）

第６条　本協定に定めの無い事項及び疑義が生じた事項は、必要に応じ甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

甲、乙及び丙は、本協定の締結を証するため、本協定書を三通作成し、三者記名押印の上、各一通を保有する。

平成２７年４月２日

甲：大阪府大阪市東淀川区柴島一丁目７番５０号

宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション

淀川キリスト教病院　理事長　柏木　哲夫

　乙：東京都千代田区大手町一丁目６番１号

株式会社地域経済活性化支援機構

代表取締役　瀬谷　俊雄

　丙：大阪府大阪市中央区大手前二丁目１番２２号

　　大阪府

大阪府知事　松井　一郎